

伊勢堂岱遺跡景観計画



平成 27 年 12 月

北秋田市

【目 次】

第1章. 景観計画の策定について

1. 景観計画策定の背景	1
2. 伊勢堂岱遺跡景観計画の目的・位置づけ	2
3. 景観計画の構成	4

第2章. 景観特性の整理

1. 史跡伊勢堂岱遺跡の概要	5
2. 景観資源と景観阻害要因の把握	12
3. 地域の景観特性と課題の整理	14

第3章. 景観計画

1. 景観づくりの目標像	15
2. 景観づくりの基本目標	16
3. 良好な景観づくりに関する方針	17
4. 景観計画区域と地区設定	18
5. 行為の制限に関する事項	19
6. 景観形成基準	23
7. 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項	27
8. 景観重要公共施設に関する事項	28

第4章. 良好な景観づくりの推進

1. 市民・事業者・行政の役割	29
2. 景観づくりの推進方策	30
3. 市民が身近なところで取り組める景観づくりに向けて	32

表紙写真は、史跡伊勢堂岱遺跡上空から、縄文時代に祭祀の対象であったと考えられる、世界遺産白神山地や田代岳など、北側の山々を望むものです。

史跡伊勢堂岱遺跡周辺には、樹林地や河川、田園、集落等が立地し、地域固有の景観を形成しています。

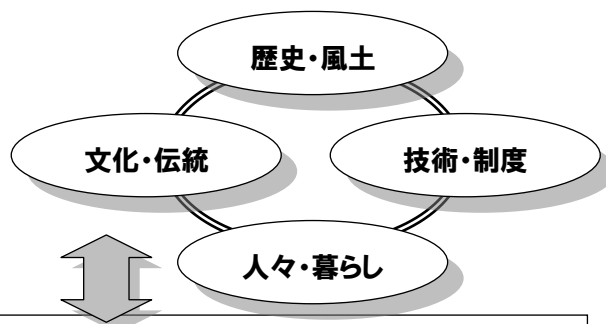
第1章. 景観計画の策定について

1. 景観計画策定の背景

(1) 「景観」とは

「景観」は、それぞれの地域ごとの歴史、地勢や生態系等の風土、文化や伝統、私たち一人ひとりの暮らしや経済活動等と、技術の進歩や法律等の制度が背景となってつくられるものです。

これらが一体となって目に見えてくるものが＜景観＞



- ・良好な景観は、地域の個性や特色を分かりやすく特徴づけるものであり、人々の地域に対する愛着やふるさと意識を育みます。
- ・身の回りの景観のよさは、潤いある魅力的で豊かな生活環境の創出に貢献します。
- ・美しく個性的な景観は、観光をはじめ、国内や世界各地との交流を活発にする役割を担います。

出展:「市民景観まちづくりリーフレット」(国土交通省)

(2) 景観法と景観計画

「景観法」は、国の政策である「美しい国づくり政策大綱（平成15年7月策定・公表）」と「観光立国行動計画（平成15年7月閣議決定）」を踏まえ、平成16年6月に定められた、わが国初の景観に関する総合的な法律です。これまで地方自治体が独自に進めてきた景観の整備・保全に関わる取り組みを、国が景観の意義やその整備・保全の必要性を重要課題として明確に位置づけ、「景観法」に基づいて行うことが可能になりました。

「景観計画」は、景観法第8条の規定に基づく法定計画であり、地域の自然、歴史、文化等から見て、地域の特性にふさわしい良好な景観等の保全・形成を図るため、「景観法」に基づき、対象とする区域（景観計画区域）、景観形成に関する方針、景観形成の基準等を定め、景観に関わるまちづくり施策の指針として策定するものです。

(3) 世界遺産暫定一覧表「北海道・北東北の縄文遺跡群」における史跡伊勢堂岱遺跡

史跡伊勢堂岱遺跡は、北秋田市脇神伊勢堂岱に位置する縄文時代後期前葉（約4,000年前）の環状列石を主体とする遺跡で、これまで4つの環状列石をはじめ、配石遺構、掘立柱建物跡、土坑墓、柱穴、溝状遺構などが検出されており、平成13年1月に、約16万㎡が国の史跡に指定されました。

また、本史跡は、世界遺産暫定一覧表「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」を構成する遺跡の一つであることから、国（文化庁）より、他の遺跡の保存管理計画との包括的な整合が求められるとともに、本史跡周辺と一体となった景観保全に資する景観計画の策定が期待されています。

2. 伊勢堂岱遺跡景観計画の目的・位置づけ

(1) 景観計画策定の目的

史跡伊勢堂岱遺跡は、縄文時代後期前葉の環状列石を中心とした大規模な祭祀遺跡で、遺存状態がよく、特に環状列石が隣接して4つも発見されていることは他に例がないなど、縄文時代の社会組織や世界観を解き明かす上で、貴重な事例です。

本史跡は、標高40～50mの舌状台地上に位置し、北側への眺望が確保されており、特に北西には世界遺産（自然遺産）の白神山地、真北には現在も信仰の対象となっている田代岳などの山並みを一望できます。環状列石からやや離れた地点では、小型の配石遺構が集中して検出されており、これらは斜面に構築されて非常に目立つことから、遺跡外からの景観を意識した可能性も考えられています。

史跡伊勢堂岱遺跡は、「文化財保護法」により国の文化財に指定されています。また、「北秋田市文化財保護条例」や「北秋田市歴史文化基本構想」、「史跡伊勢堂岱遺跡保存管理計画」等により、その保全・活用に関する取り組みが進められています。

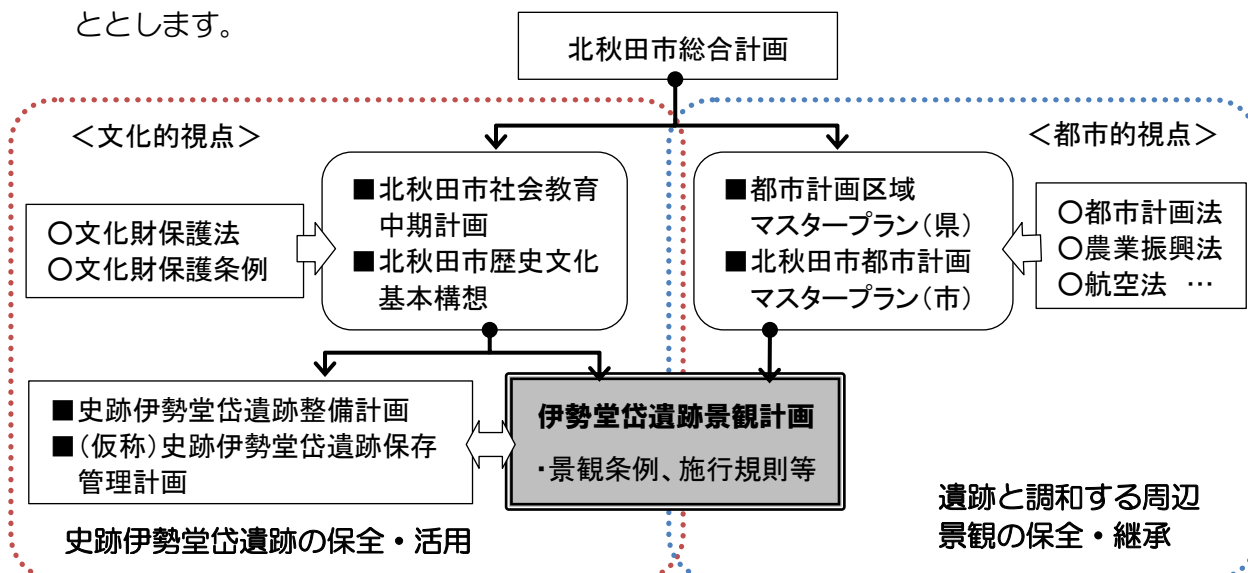
史跡の周辺には、田園や樹林地、集落等が立地しており、史跡内の環状列石に用いられる川原石を採石した米代川や旧小猿部川、今でも11月頃になるとサケの遡上が見られる湯車川等の河川が流れています。これらは、日常的に周辺住民が営農を行ったり、市民ボランティアによる環境保全やサケの遡上支援活動の場になるなど、本市の特徴的な原風景を残すとともに、地域住民や市民のより所となっています。

これら史跡周辺地区は、史跡と調和した景観保全が求められるものの、史跡本体の保存・活用を目的とする文化財保護法等での運用は適しておらず、これまでは都市計画法や森林法、農振法、航空法等の土地利用の規制による開発と保全を進めてきました。しかしながら、国（文化庁）からは、「世界遺産暫定一覧表」に名を連ねる他の遺跡周辺の景観づくりとの整合性を求められ、史跡範囲を資産（プロパティ）とし、景観計画区域を緩衝地帯（バッファゾーン）として、一体となった史跡伊勢堂岱遺跡に相応しい景観づくりを期待されています。

そこで本市では、前述の景観計画策定の背景を踏まえ、特に史跡伊勢堂岱遺跡の周辺地区において、史跡と一体となった地域の特色ある景観（田園、河川、樹林地、集落等）を保全・継承し、健全な発展に寄与することを目的として、「伊勢堂岱遺跡景観計画」を策定することにいたしました。

（２）景観計画の位置づけ

「伊勢堂岱遺跡景観計画」は、上位計画である「北秋田市総合計画」や「北秋田市都市計画マスタープラン」、北秋田市における文化財の保存・活用を通じた地域づくりを目指す「北秋田市歴史文化基本構想」等との整合性を図りながら、景観の特性や課題を明らかにし、良好な景観の実現に向けた考え方やその方向を定めるとともに、実現のための方策及び手段を明らかにする景観計画の指針として、市民等の意見を反映させながら策定することとします。



（３）本景観計画の特徴

①史跡伊勢堂岱遺跡周辺の景観形成と保全・継承を目的とした景観計画

史跡伊勢堂岱遺跡周辺は、大館能代空港が位置し、秋田内陸縦貫鉄道や整備中の日本海沿岸東北自動車道の一部である「鷹巣西道路」が敷設されるなど、県北地区の交通の要衝です。また、段丘上の地形や田園、河川、樹林地、集落地での営農・居住環境等が一体となり、本市の原風景をつくり出しています。

そのため、本景観計画は、市域全域を対象にするのではなく、「文化財保護法」で保護されている史跡伊勢堂岱遺跡の周辺を対象区域として指定し、前述の多様な機能や施設、環境等を維持しながら、史跡伊勢堂岱遺跡やその周辺景観を保全・継承することを目的とします。

②北秋田市の景観づくりの先導的な役割を担う景観計画

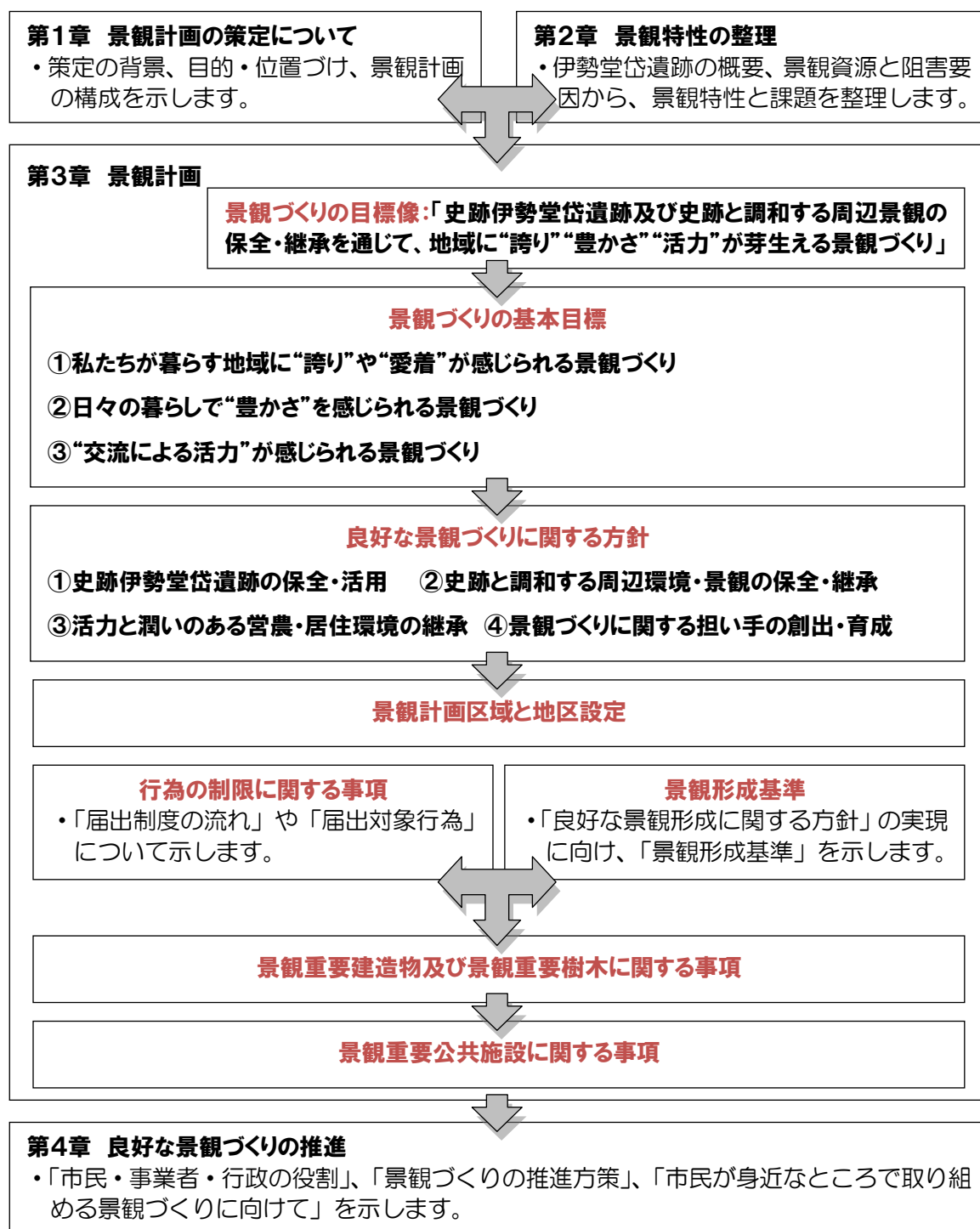
本景観計画は、史跡伊勢堂岱遺跡周辺の景観づくりを目的にしていますが、市域面積が1,152.5km²の本市では、この他にも様々な景観資源が点在しています。

そのため、本景観計画は、史跡伊勢堂岱遺跡周辺での景観づくりの目的や方法、手段等を示すことで、市民の景観に対する理解を深め、今後市民が他の景観資源に対して主体的な景観づくりに取り組むことができるように、先導的な役割を担うものを目指します。

3. 景観計画の構成

(1) 本計画の構成

伊勢堂岱遺跡景観計画は、次に示す項目によって構成しています。



(2) 策定主体

「景観計画」は、景観行政の担い手となる「景観行政団体」が策定することとなっています。北秋田市では、県との協議を経て、景観行政団体となる本市が策定主体となり、積極的で実効性の高い景観づくりに取り組んでいきます。

第2章. 景観特性の整理

1. 史跡伊勢堂岱遺跡の概要

本景観計画の対象となる史跡伊勢堂岱遺跡の概要を、「史跡伊勢堂岱遺跡保存管理計画」等を参考にして、以下に示します。

(1) 遺跡の概要

史跡伊勢堂岱遺跡は、縄文時代後期前葉の環状列石を中心とした大規模な祭祀遺跡で、特に環状列石が隣接して4つも発見されていることは他に例がなく、縄文時代の社会組織を解き明かす上で貴重な事例です。

本史跡は、世界遺産暫定一覧表「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」を構成する遺跡で、史跡内は文化財保護法により適正かつ厳重な保存措置が講じられています。

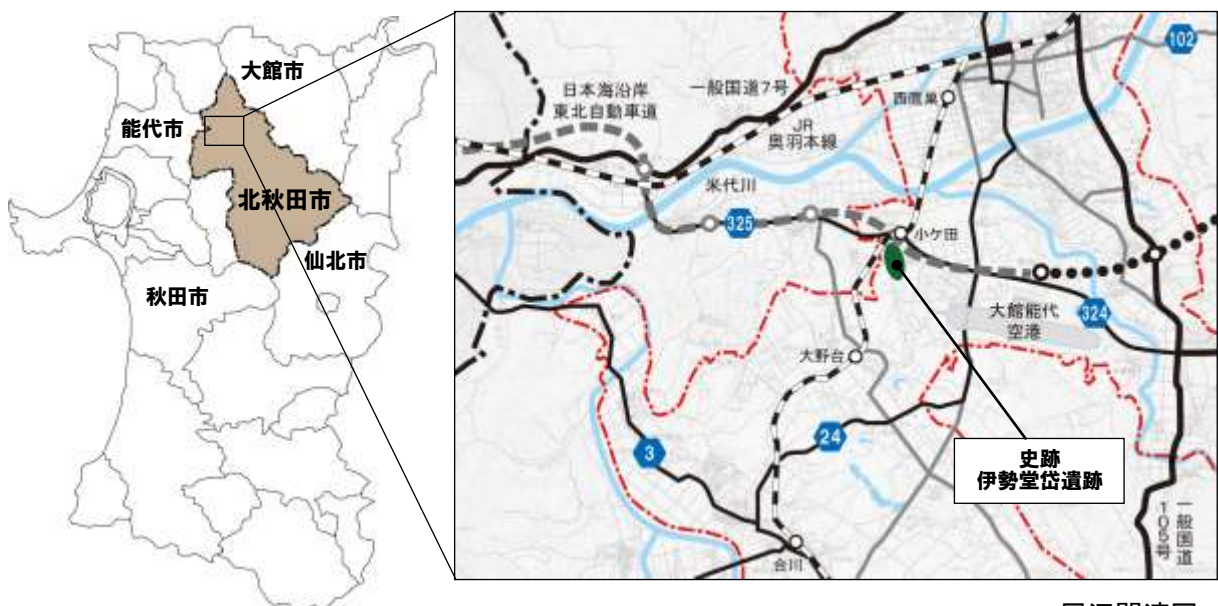


史跡伊勢堂岱遺跡を南側より望む

(2) 周辺環境

本史跡は、北秋田市北部の鷹巣盆地に存在し、米代川の支流である旧小猿部川と阿仁川の浸食により形成された標高 40-45mの舌状台地に立地します。また、秋田内陸縦貫鉄道小ヶ田駅から南に約 150mの地点に立地します。台地の北～東縁には湯車川が流れ、その東部には水田地帯が、さらにその周りには小ヶ田集落が広がっています。なお、舌状台地と水田面には約 18mの高低差があります。

鷹巣盆地の周囲には山地が連なり、史跡からそれらを望むことができます。史跡から北側には世界遺産の白神山地や田代岳が見られます。また、北北西方向には残雪が馬の形に見えると田植えの季節とされてきた藤里駒ヶ岳（標高 1,157m）を望むことができます。

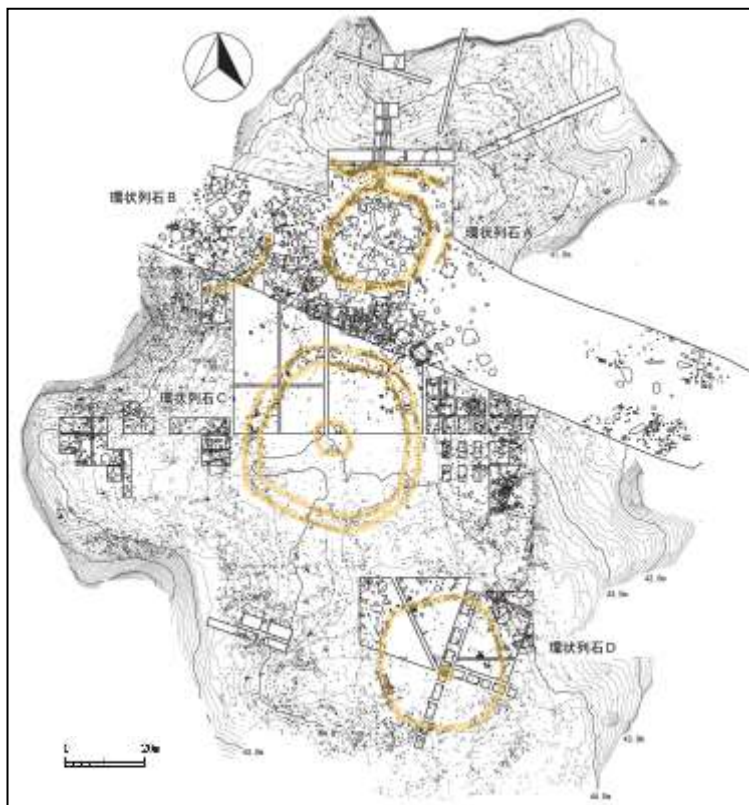


周辺関連図

(3) 史跡の経緯

史跡伊勢堂岱遺跡の「発見」から「環境整備」に至るまでの経緯を、以下に示します。

年月	主な動向
平成 4 年度	大館能代空港（平成 10 年 7 月開港）建設に関わる整備事業として、県道木戸石鷹巣線が空港と国道を結ぶアクセス道路の改良整備に伴う路線内の遺跡分布調査で、伊勢堂岱遺跡の存在が確認される。
平成 6-7 年度	- 路線部内における範囲確認調査（第 1 次～2 次調査）の実施。 - 第 2 次調査において、長径約 32m の環状列石 A と、確認長 15m の弧状をなす環状列石 B を確認。
平成 8 年度	- 第 3 次調査において、環状列石 A の南側の精査の結果、前年度に検出されていた柱穴群が環状列石 A とは逆方向に展開する掘立柱建物群であることが判明し、調査区南側にもう一つの環状列石の可能性が強まる。 - ハンドボーリング探査を実施後、長径約 45m の環状列石 C の存在を確認。 - 当初は記録保存を目的とした発掘調査のため、調査終了後に環状列石 A を空港に隣接するポケットパークへ移築することが計画されたが、3 つの環状列石の発見により、遺跡の重要性を地域住民や県民が理解し、遺跡保存の声が高まる。 11 月に道路建設ルートの迂回と遺跡の現地保存を決定。
平成 9～12 年度	- 鷹巣町教育委員会（当時）が学術調査（遺跡範囲確認調査及び内容確認調査）を継続実施。 - これにより、遺跡が約 20 万㎡に広がることや、環状列石 C の南側に長径約 36 m の環状列石 D を検出した。 - これらのことから、遺跡が縄文時代後期前葉に属する 4 つの環状列石を中心に、配石遺構、掘立柱建物跡、土坑群、捨て場等で構成される大規模な祭祀の場であることが判明。
平成 13 年度	- 遺跡範囲約 20 万㎡のうち、約 16 万㎡が国の史跡に指定（文部科学省告示 18 号）。 - 指定理由は、「秋田県北部に所在する縄文時代後期の遺跡。東北地方北部から北海道に発達した環状列石とそれを巡る掘立柱建物跡群、墓で特徴づけられる。15ha 余りの広大な台地を平坦に削平したり、溝で区画する等の大規模な土木工事を行って 3 ヶ所以上もの環状列石などを設置しており典型的な集団祭祀を示すものとして貴重である」こと。 - 史跡の内容解明のため基礎データ収集を目的とした第Ⅰ期内容確認調査を実施。
平成 19 年度	「国指定史跡伊勢堂岱遺跡整備計画」の策定。
平成 20 年度	第Ⅱ期内容確認調査を実施。台地東部も対象として調査範囲を拡大し、100m を超える溝状遺構を検出した。
平成 23 年度	- これまでの発掘調査を総括した「史跡伊勢堂岱遺跡発掘調査報告書」を刊行。 - 平成 23～27 年の 5 ヶ年で見学環境整備を実施し、史跡内の環状列石保存公開を始め、ガイダンス・駐車場整備含めた総合的な整備を実施している。 「北秋田市歴史文化基本構想」の策定。この構想で、「史跡保存地区（国指定史跡範囲）」「景観保存地区」「教育・交流地区」「景観重点保存地区」等を位置づけている。



4つの環状列石 位置図

(4) 資産（プロパティ）及び緩衝地帯（バッファゾーン）の考え方

世界遺産において、史跡は、完全性・真正性を保つために、資産（プロパティ）と緩衝地帯（バッファゾーン）の設定が求められています。資産は文化財保護法で保護し、緩衝地帯は、資産からみた景観を維持するために様々な条例で保護するものとします。

<資産（プロパティ）>

- ・顕著な普遍的価値の物証になる遺構及び遺物が分布し、良好な状態で適切に保護・保存されている国指定範囲を指します。

<緩衝地帯（バッファゾーン）>

- ・資産を保護するために指定範囲の中心として、隣接する台地や低地、河川、道路、鉄軌道等を境界として設定します。
- ・景観計画では、この区域を景観計画区域とします。



「資産」と「緩衝地帯（＝景観計画区域）」の区域設定のイメージ

（５）「資産（プロパティ）」の保存管理の方向性

本史跡は、平成 19 年に策定した「国指定伊勢堂岱遺跡整備基本計画」に基づき、4 つの環状列石を中心とした見学環境整備を進めています。そこでは、指定地外部分も含めた台地全体の整備方針を述べており、「環状列石ゾーン」「調査ゾーン」「体験広場ゾーン」「斜面緑地ゾーン」などに分類し、整備を進めるものとします。

（６）「資産（プロパティ）」の維持・管理

本資産を適切に保存管理するための方向性として、顕著な普遍的価値や、それに密接に関わる諸要素を抽出し、保護することが求められます。

＜顕著な普遍的価値を構成する諸要素＞

○記念物

- ・環状列石は、縄文文化の遺構で数少ない地上に残された遺構。
- ・環状列石が 4 つも発見されている事例は、他に例がない。

○遺跡・遺構

- ・掘立柱建物跡、土坑などが検出されている。
- ・全長 100m を超える溝状遺構。

＜顕著な普遍的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素＞

- ・森林
- ・周辺の山並み

＜具体的な施策＞

- ・考古学的遺跡を構成する自然地形、人為的地形、地下に埋蔵される遺構・遺物などについて、厳密な保護を図ります。活用を行う場合、必要な範囲内において発掘調査等の学術調査を実施し、その成果を十分踏まえた内容とします。
- ・環状列石を構成する礫は、状態を適切に把握するためのモニタリングを実施し、劣化・破損等が認められた場合は適切な措置を施します。
- ・植栽等は構成資産の良好な景観を形成するように、適切に修景します。

（７）「緩衝地帯（バッファゾーン）」の維持・管理

＜現状＞

緩衝地帯（バッファゾーン）は、史跡より北側に宅地が広がっており、その他のほとんどは水田と山林で構成されています。資産（プロパティ）に隣接する北側には「鷹巣西道路（日本海沿岸東北自動車道）」が建設されますが、半地下方式を採用するなど、資産の景観を阻害しないような構造で、環状列石からは全く見えないように配慮されています。

建設予定のガイダンス施設や駐車場等の整備については、史跡からの景観に考慮し、基本設計で想定していた地点から変更し、景観に与える影響を軽減させています。

＜保存管理の方向性＞

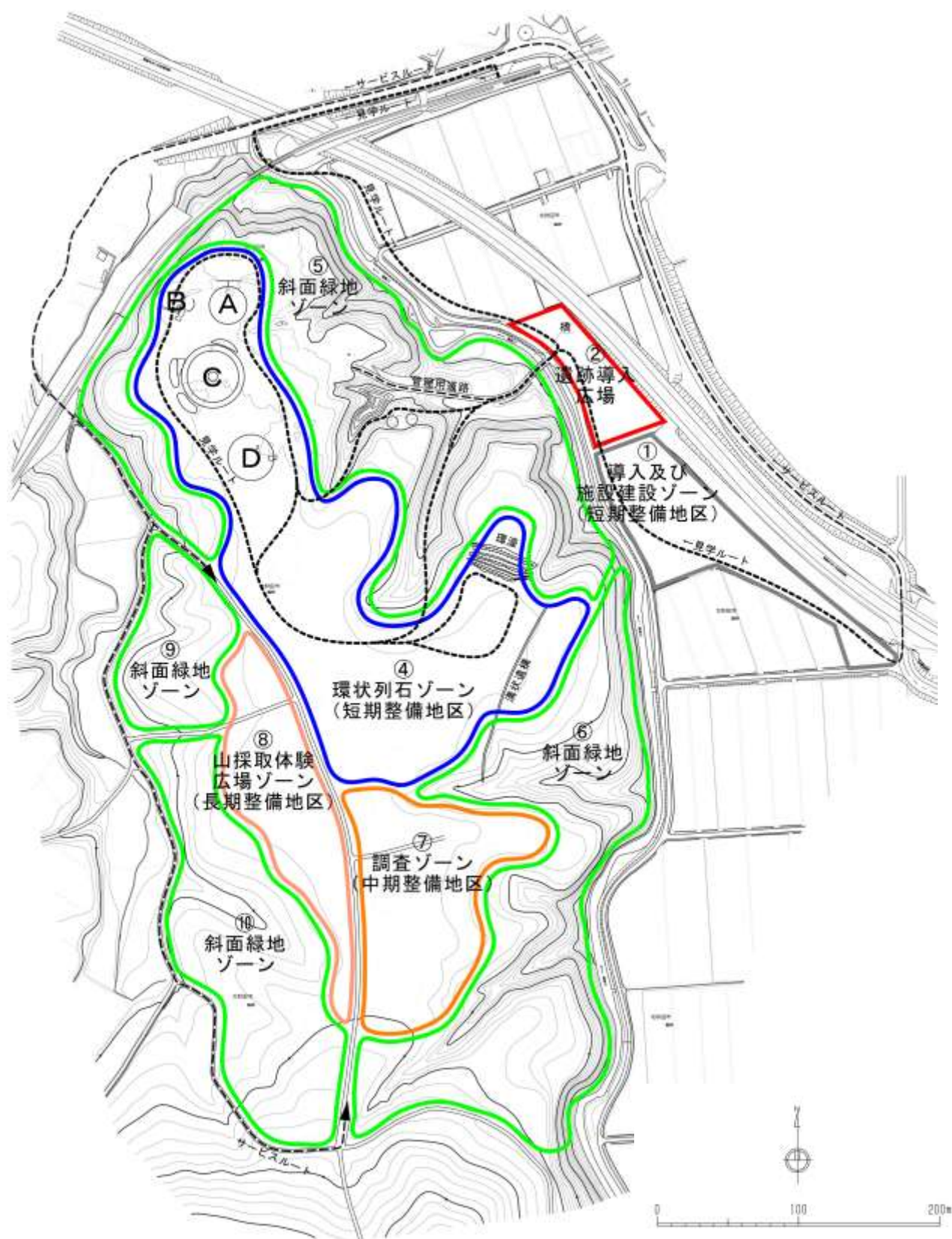
緩衝地帯の景観保全は、周辺住民の生活に配慮しながら、調和を図っていく必要があり、理解を促すためには、住民対象の説明会等を開催し、相互の理解を深めることが考えられます。

また、文化財保護法を始め、都市計画法、農振法、農地法などの関連法令で、北秋田市や秋田県等と連携しながら、保護を行います。

＜具体的な施策＞

- ・最も重点的に保護する範囲としては、史跡より北側の集落地が優先され、環状列石を定点として、遠方の山並みを望む際に、その眺望が阻害されないように、開発との調整を図ります。
- ・現行の条例等では緩衝地帯の保護が困難なことから、「景観計画」の策定や関連する条例を制定するなど対応を行い、資産（プロパティ）と一体となった保存管理及び景観形成を図ります。
- ・住民に対しては説明会を実施するなど、理解を求め、周辺住民の日常生活との調和を図るものとします。

■整備及び維持・保全に向けて



史跡内ゾーニング図



見学環境整備完成図

2. 景観資源と景観阻害要因

史跡周辺の景観づくりに関連する景観特性を抽出します。

凡例 **赤文字**:継承したい視点、**青文字**:配慮に努める視点

勾配屋根が特徴的な集落

小ケ田集落の建物景観の特徴として、青色による勾配屋根が挙げられる。

鷹巣西道路の整備や、建築物・工作物の建設等による、土地の形質変更を伴う開発

秋田内陸縦貫鉄道の運行

地域住民の足となる内陸線駅が立地

野立ちの自動販売機の存在

景観形成・保全に向けた配慮が求められる自動販売機

小ケ田集落等での営農・居住環境

営農・居住環境が維持されている小ケ田集落



伊勢堂岱遺跡からの眺望

史跡から白神山地などへの祭祀上重要な眺望が拓ける



県道大館能代空港線からの眺望

空港方面から遺跡への眺望が拓ける



地域景観を構成する河川・山林

遺跡周辺は、古からの山林（樹林地）や河川が見られる



カムバック・縄文サーモンの取組



史跡内での子どもガイドの活動



県道大館能代空港線「鷹巣西道路」の整備

半地下方式で周辺景観に配慮した構造を採用



(参考) 史跡伊勢堂岱遺跡周辺における現行の規制

史跡伊勢堂岱遺跡周辺では、下記の土地利用規制が指定されています。

秋田県屋外広告物条例

*当地区は屋外広告物の禁止地域に指定

森林法(地域森林計画対象民有林 等)

- ・開発行為の許可、伐採及び伐採後の造林の許可
- ・森林又は森林委接近している原野、山岳後背地等での、火入れの許可

道路法(道路区域)

- ・道路管理者以外の者の行う工事の承認、道路の占用の許可、罰則

農地法(農地)

- ・農地等の権利移動の制限、農地転用の制限、農地転用のための権利移動の制限

航空法(飛行場標点から4,000m以下の半径の円の内部)

- ・制限表面より上に出る高さの建造物の設置等の禁止(水平表面(高さ):飛行場の標点の垂直上方45m)

都市計画法(用途白地地域)

- ・開発行為の許可(開発区域の面積3,000㎡以上)

文化財保護法(周知の埋蔵文化財包蔵地)

- ・土木工事等のための発掘に関する届出

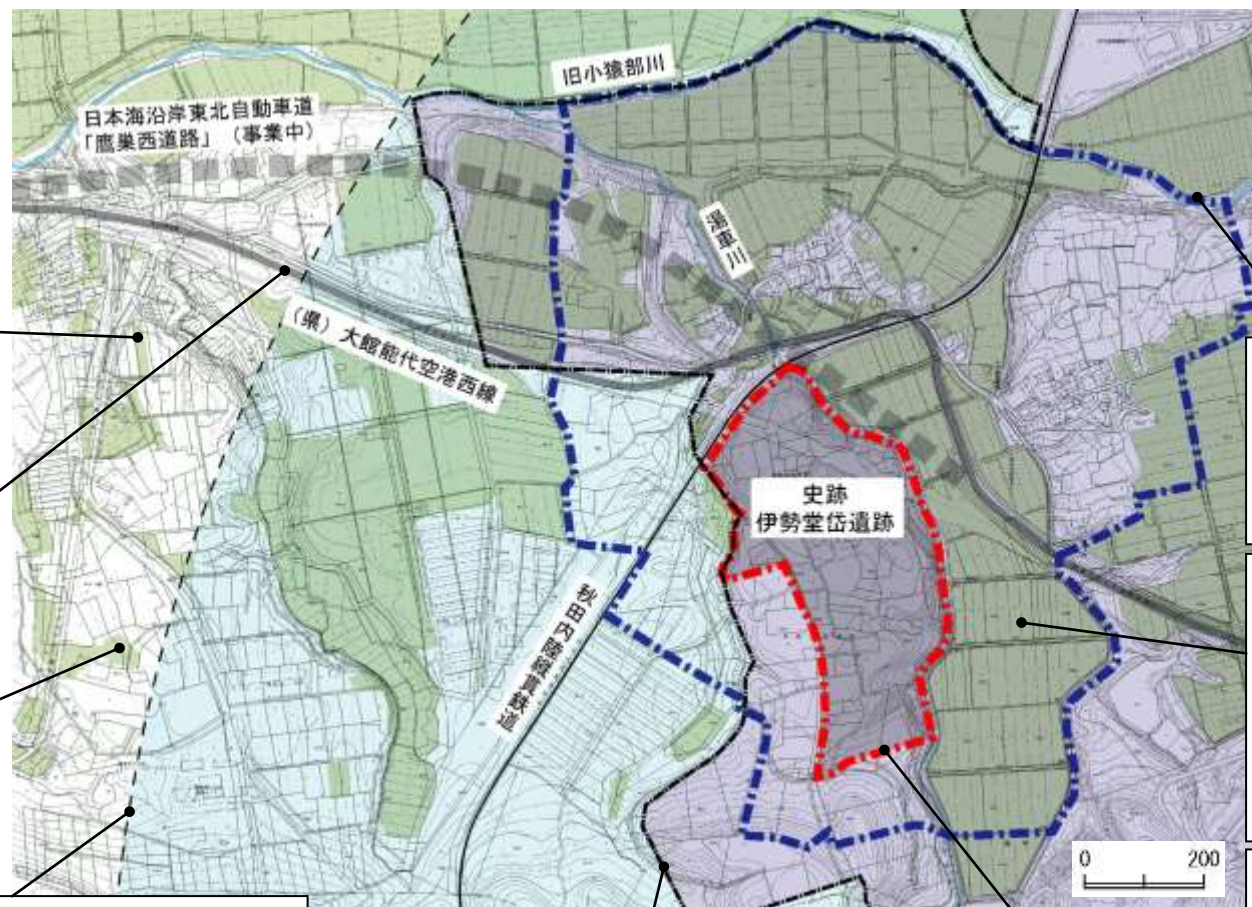
河川法(河川区域)

- ・土地の占有の許可、土石等の採取の許可、工作物の新築等の許可、土地の掘削等の許可

農業振興地域の整備に関する法律

- ・農用地区域内における開発行為の制限
- ・農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告等

秋田県の景観を守る条例



3. 地域の景観特性と課題の整理

伊勢堂岱遺跡周辺の景観資源と景観阻害要因の把握から、本景観計画で重視する景観特性と課題を以下のように整理します。

<歴史・文化景観>

史跡伊勢堂岱遺跡は、縄文時代後期前葉の環状列石を中心とした大規模な祭祀遺跡で、環状列石が隣接して4つも発見されていることは、縄文時代の社会組織を解き明かす上で大変貴重です。史跡伊勢堂岱遺跡保存管理計画等の運用により、史跡やその景観の保全・継承が求められます。



<自然・眺望景観>

史跡伊勢堂岱遺跡周辺は、舌状台地に連続する山林や原風景をなす田園風景、台地の縁を南北に流れる湯車川等が特徴的です。また、遺跡から白神山地や田代岳等への眺望は祭祀上重要な軸線であったことが伺えるため、山々への眺望を阻害しないよう、周辺建物の配慮が求められます。



<水辺景観>

史跡伊勢堂岱遺跡は、東縁を流れる湯車川や、北側を東西に流れる旧小猿部川と米代川が、古からの営みを支えており、環状列石には、これらの川原石が用いられています。湯車川ではサケの遡上を復活させる取り組みも行われるなど、遺跡と水辺景観との関係が重視されています。



<沿道・沿線景観>

史跡伊勢堂岱遺跡周辺には、大館能代空港が位置し、そのアクセス道路や日本海沿岸東北自動車道路の一部を担う「鷹巣西道路」の整備が進められています。また、秋田内陸縦貫鉄道が近接地を運行しており、遺跡周辺での沿道・沿線景観への配慮が求められます。



<建築物・工作物による景観>

史跡伊勢堂岱遺跡周辺には、北と東に小ケ田集落や川口集落が存在し、居住環境や営農環境が維持されてきました。周辺住民の生活に支障を与えず、その営みを継承できるよう、特に遺跡から北側への眺望が阻害されないように、土地や建物の配慮が求められます。



第3章. 景観計画

1. 景観づくりの目標像

史跡伊勢堂岱遺跡は、本市を代表する景観資源であるとともに、縄文文化を紐解く上で、わが国にとって重要な事例です。

本市では、史跡については、既に国指定史跡に指定されていることから、引き続き、「文化財保護法」や「北秋田市文化財保護条例」、「北秋田市歴史文化基本構想」、「史跡伊勢堂岱保存管理計画」等により、史跡としての保存・活用に努めます。

一方、史跡周辺においては、これまで、市民・事業者・行政が一体となり、歴史的価値の高い資産や地域特性を十分に活かした景観づくりを、積極的に取り組んでいるとは言い難い状況にありました。

しかしながら、「景観法」に基づく「伊勢堂岱遺跡景観計画」を策定し、今後は、史跡と一体となった景観づくりを、三位一体となって目指すものとします。

そこで、市民や事業者、行政が、史跡伊勢堂岱遺跡周辺の景観づくりに向けて共有すべき目標像を、以下のように設定します。

「史跡伊勢堂岱遺跡及び史跡と調和する周辺景観の保全・継承を通じて、
地域に“誇り”“豊かさ”“活力”が芽生える景観づくり」

史跡伊勢堂岱遺跡は、縄文文化を解き明かす上で、貴重な事例であることから、文化財保護条例等による保全・活用に努めるとともに、史跡と一体的な景観形成が求められる周辺地区については、「伊勢堂岱遺跡景観計画」を策定し、適切な保全・継承を目指します。

また、これらの保全・活用を通じて、①“地域の誇り”や“地域への愛着”が芽生えること、②四季を感じられる田園の広がり、良好な営農・居住環境を維持する集落景観などによる暮らしの“豊かさ”が感じられること、③自発的に地域の魅力を発信することにより“交流による活力”が芽生えること、が実現される景観づくりを目指します。

<特色のある環境や景観が継承される史跡伊勢堂岱遺跡周辺の景観保全と継承>



2. 景観づくりの基本目標

本市では、次に示す景観づくりを基本目標に掲げ、良好な景観の形成を推進します。

(1) 私たちが暮らす地域に“誇り”や“愛着”を感じられる景観づくり

史跡伊勢堂岱遺跡は、わが国の縄文時代の社会組織や世界観を解き明かす上で貴重な事例であり、世界的にも重要な遺跡です。私たちはこのことを再認識することで、普段何気なく暮らしているこの地域において、“誇り”や“愛着”を感じられる景観づくりを行います。

(2) 日々の暮らしで“豊かさ”を感じられる景観づくり

史跡伊勢堂岱遺跡周辺は、季節を感じられる田園や樹林地、サケの遡上がみられる湯車川、営農や居住環境を維持する集落景観が広がります。また、秋田内陸縦貫鉄道や大館能代空港が近接するとともに、日本海沿岸自動車道の一部を担う「鷹巣西道路」が整備中であるなど、交通利便性が高い地域です。私たちは、このことを再認識することで、日々の暮らしにおける多様な“豊かさ”を感じられる景観づくりを行います。

(3) “交流による活力”を感じられる景観づくり

史跡伊勢堂岱遺跡は、既に縄文文化に造詣の深い観光客が訪れる場所になっていますが、将来的にはさらに世界中から注目されることが期待されます。また、史跡伊勢堂岱遺跡や周辺環境の維持・保全に寄与する市民ボランティアが活躍するなど、市民や関心のある方々による活動も広がりを見せております。私たちはそのことを再認識することで、地域に“交流による活力”を感じられる景観づくりを行います。

3. 良好な景観づくりに関する方針（景観法第8条第3項）

良好な景観は、市民、事業者、行政のそれぞれの主体の取り組みや行為によって形成されます。このため、それぞれの主体が、良好な景観形成に向けて、共に目指すべき姿となる方針を次の通りとし、この方針に沿った景観形成を進めるものとします。

（1）史跡伊勢堂岱遺跡の保全・活用

史跡伊勢堂岱遺跡は、わが国の縄文文化を解き明かす上で貴重な事例です。特に史跡に位置づけられる区域については、「文化財保護法」や「文化財保護条例」等と整合が図られている「国指定伊勢堂岱遺跡整備基本計画」や「史跡伊勢堂岱保存管理計画」に則り、史跡自体の価値が損なわれないように、計画的な保全・活用に取り組んでいきます。

（2）史跡と調和する周辺環境・景観の保全・継承

史跡伊勢堂岱遺跡は、史跡の保全・活用に加え、史跡周辺における景観形成が進むことで、さらにその価値が高まることが期待されます。古くから史跡周辺環境を構成してきた、田園、周辺の樹林地、史跡東縁を流れる湯車川や史跡周辺北側を流れる旧小猿辺川等の河川景観など、史跡と調和する地域景観の保全・継承に取り組んでいきます。

（3）活力と潤いのある営農・居住環境の継承

史跡伊勢堂岱遺跡は、その史跡及び史跡周辺に、小ケ田集落や川口集落が存在し、継続的な営農による良好な田園環境が維持されています。また、それらの集落では、田園集落として建物配置や勾配屋根等の形状や色彩など、地域独特の景観が培われています。

史跡及び史跡周辺の保全・継承に努めるとともに、周辺集落に居住する地域住民が、活力と潤いの感じられる中で、営農・居住環境を継承できるように取り組んでいきます。

（4）景観づくりに関する担い手の創出・育成

史跡伊勢堂岱遺跡の保全・継承に向けては、市民ボランティアである伊勢堂岱遺跡ワーキンググループの方々が、主体的に継続的な活動を行っています。また、湯車川では、“カムバック・縄文サーモン”として、サケの遡上を促す取り組みが行われています。

史跡及び史跡周辺の景観づくりについては、既存の市民主体の活動が継続できる環境を整えるとともに、さらに活動団体メンバーの増員や若手が参加しやすい工夫を行い、次世代の担い手の創出や育成に向けて取り組んでいきます。

4. 景観計画区域と地区設定（景観法第8条第2項第1号）

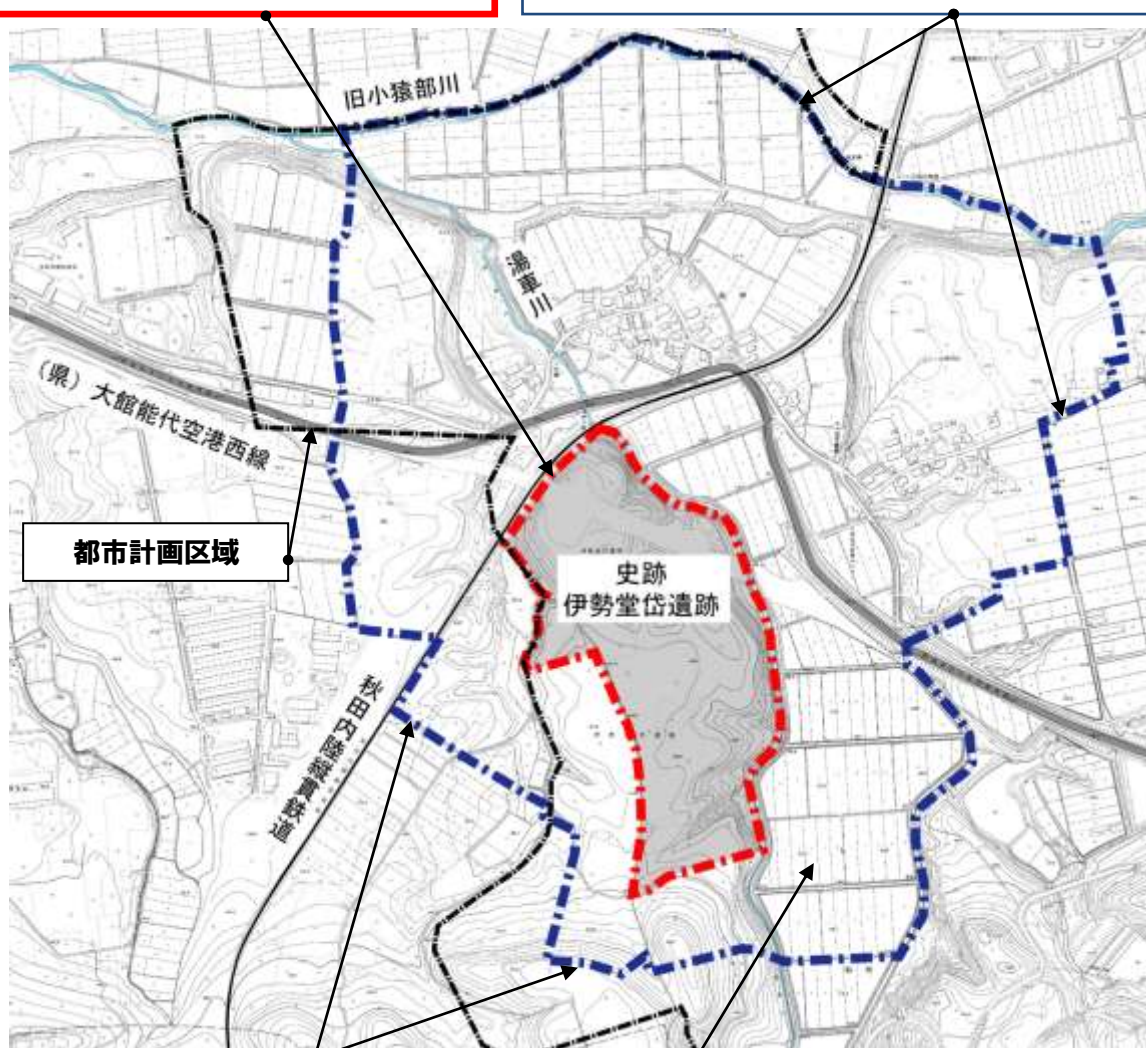
伊勢堂岱遺跡景観計画では、以下に示す史跡及び史跡周辺を景観計画区域（青線）として位置づけます。

国指定史跡範囲：資産（プロパティ）

- ・顕著な普遍的価値の物証になる遺構及び遺物が分布し、文化財保護法等により保護・保存されている範囲。

景観計画区域（各境界の考え方）

- ・北側は旧小猿部川の段丘面の裾まで。
- ・東側は伊勢堂岱遺跡整備計画地に隣接し、一体的な景観形成が必要と考えられる集落地区を含む。



景観計画区域（各境界の考え方）

- ・西側は台地の尾根まで。
- ・南側は史跡より一段高い段丘上の標高60mまでとする。

景観計画区域：緩衝地帯（バッファゾーン）

- ・本景観計画の対象区域。「史跡保存地区の緩衝地帯であり、かつ遺跡と一体をなす景観としての保存が図られるべき地区」として指定する。
- ・史跡を保護するために指定範囲の中心とし、隣接する台地や低地とを境界として設定する。
- ・なお、世界遺産では、この区域を緩衝地帯（バッファゾーン）として位置づける。

5. 行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）

本市では、前章に掲げる良好な景観の形成に関する方針に基づき、必要な行為の制限等を届出制度により運用することで、景観計画区域内の良好な景観形成を推進します。

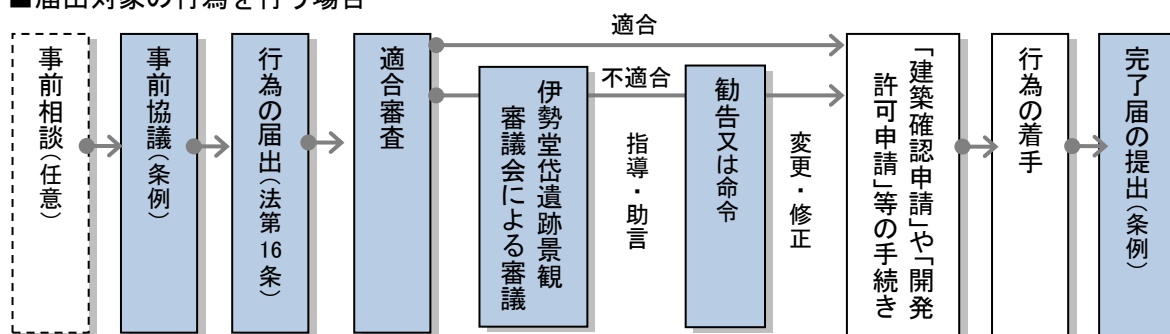
（1）届出制度による景観づくり

史跡伊勢堂岱遺跡周辺の景観づくりにあたり、当該区域内で届出の対象となる行為を行う場合（次頁参照）には、下記の流れに則って、景観法に基づく届出制度による規制・誘導を進めます。

景観行政団体の長である市長は、届出の内容が景観形成方針や景観形成基準に適合しないと判断した場合には、景観計画に基づいて、協議や助言、指導・勧告、変更・修正命令等を行い、良好な景観形成に資するよう指導します。

また、本市では、景観重要建造物や景観重要樹木の指定等、景観上重要な構成要素の抽出や、維持・管理にも取り組むことを考えていきます。

■届出対象の行為を行う場合



（参考）届出対象の行為を行わない場合

届出の対象となる行為に該当しない場合には、これまでと同様の手続きとなります。



(2) 届出対象行為

景観計画区域内で行われる行為のうち、景観法第 16 条第 1 項の規定による届出又は同条第 5 項後段の規定による通知を行わなければならない行為を、以下のように定めます。

1) 景観計画区域内での届出対象行為

行為の種類	制限の対象	伊勢堂岱遺跡周辺で対象となる規模
建築物の新築、増築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	建築物の新設又は移転	高さ 13m 又は建築面積 1,000 ㎡を超えるもの
	増築・改築	
	修繕、模様替え、色彩変更	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	煙突、柱、高架水槽、屋外照明等	高さ 13m を超えるもの
	遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、自動車駐車施設、彫像、記念碑等	
	擁壁、さく、塀等	高さ 5m を超えるもの
	電線路等	高さ 20m を超えるもの
	空中線系(その支持物を含む)	
開発行為	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	面積 3,000 ㎡又はのり面の高さ 5m を超えるもの
土石の採取又は鉱物の採掘	土石の採取、鉱物の採掘	面積 3,000 ㎡又はのり面の高さ 5m を超えるもの
土地の形質変更	のり面、擁壁、土地の造成等	
木竹の伐採	木竹の伐採	面積 1ha を超えるもの
屋外における土石等の堆積	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ 5m 又は面積 1,000 ㎡を超えるもの

2) 適用除外行為

次に掲げる行為は、届出対象規模を超えていても、市に届出を行う必要はありません。

①景観法第 16 条第 7 項に掲げるもの

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 景観重要建造物について、第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為
- 景観計画に第八条第二項第四号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- 景観重要公共施設について、第八条第二項第四号ハ(1)から(7)までに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
- 第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。)内において同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為

- 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第四号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- 第六十一条第一項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等
- 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
- 地区計画等（都市計画法第四条第九項 に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第二項第一号 に規定する地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。））、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第一号 に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。））、防災街区整備地区整備計画（同法第三十二条第二項第二号 に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。））、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第二項第一号 に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。））、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第一号 に規定する沿道地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。））又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項 に規定する集落地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。））が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為
- その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

②景観法施行令第8条に掲げるもの

- 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- 仮設の工作物の建設等
- 次に掲げる木竹の伐採
 - ・除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ・自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - ・仮植した木竹の伐採
 - ・測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ・建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ①建築物の建築等
 - ②工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等
 - ③木竹の伐採
 - ④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（国土交通省令で定める高さのものを除く。）

⑤特定照明

- ・農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

①建築物の建築等

②高さが一・五メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する
工作物の建設等

③用排水施設（幅員が二メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える
農道若しくは林道の設置

④土地の開墾

⑤森林の皆伐

⑥水面の埋立て又は干拓

③景観法施行令第 9 条に掲げるもの

○法第十六条第七項第十号 の政令で定める行為は、法第八条第四項第二号 の制限で景観計画に定められたものの全てが法第十六条第七項第十号 の地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合における同号 の地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更とする。

④景観法施行令第 10 条に掲げるもの

○法第十六条第七項第十一号 の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- ・景観計画に定められた開発行為又は第二十一条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第七十三条第一項 又は第七十五条第二項 の規定に基づく条例で第二十三条第三号イ又はロ（第二十四条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
- ・景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第七十五条第一項 の規定に基づく条例で第二十三条第一項第一号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等
- ・文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四十三条第一項 若しくは第二百二十五条第一項 の許可若しくは同法第八十一条第一項 の届出に係る行為、同法第六十七条第一項 の通知に係る同項第六号 の行為若しくは同法第六十八条第一項 の同意に係る同項第一号 の行為又は文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第四条第二項 の許可若しくは同条第五項 の協議に係る行為
- ・屋外広告物法（昭和二十四年法律第八十九号）第四条 又は第五条 の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

-以上法及び施行規則より抜粋-

なお、本市においては、「北秋田市文化財保護条例」がこれに該当します。

6. 景観形成基準

「良好な景観形成に関する方針」の実現を目指すため、それぞれの届出対象行為ごとの「景観形成基準」を、以下のように定めます。

(1) 建築物・工作物

① 土地利用に応じた基準

位置 ・配置	○周辺の景観と調和した配置に努める。 ○従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地区の優れた樹木、緑地等を保存し、建築物等の周辺の景観との調和に配慮した位置とする。
規模 ・高さ	○周辺の景観と調和した高さ及び規模とするよう努める。 ○行為地周辺が樹林地の場合は、できる限り樹幹から突出しない高さとするように努める。
形態 ・意匠 ・素材	○建築物全体としてまとまりのある意匠とする。 ○周辺景観との調和や地域特性に応じ、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。 ○ベランダ・バルコニー、設備機器、太陽光パネル等を設置する場合は、建築物本体と調和したものとする。また、外壁部の広告等を表示しないよう努める。 ○周辺の街並みや自然景観との調和に配慮して、素材を選定すること。また、反射性の高い素材を使用しないこと。 ○周辺の景観と馴染むよう、地域の自然素材又は伝統的素材を使用するよう努める。 ○建築後、汚れや破損等によって景観を損なうことがないよう、耐久性、耐候性、退色性、年月による風合い等を考慮した素材を使用するよう努める
色彩	○けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調に、山並み、田園との調和に配慮する。 ○壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、周囲の色彩との調和、色彩の組み合わせ、使用する面積のバランスに十分留意し、落ち着いたものとする。 ○建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとする。 ○工作物は、落ち着いた色彩で周辺景観及び建築物との調和が図られたものとする。
敷地の 緑化	○建築物が山並み、田園景観等の周辺景観と調和し、良好な景観の保全が図られるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら、植栽に努める。 ○既存の樹木等は、できるだけ残すように配慮すること。
その他	○自動販売機やごみ置き場の設置、駐車場を整備する場合は、周辺景観に配慮するよう努める。

② 景観特性に応じた基準

自然・眺望景観	○建築物の位置や高さは、遺跡からの眺望を妨げないように努める。 ○良好な眺望景観の形成に配慮した形態・意匠・色彩とする。
水辺景観	○河川等水辺に接する場合は、出来る限り水際から後退し、緑化するなど水辺に配慮した空間づくりを行う。

沿道・沿線景観	○建築物等は、道路や鉄道からの眺めに配慮した配置・形態・意匠とする。
歴史・文化景観	○建築物等は、周辺の歴史・文化との調和に努める。

（２）開発行為に対する景観形成基準

土地の形状	○地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を活かしたものとする。 ○景観形成上支障を生じる土地の不正形な分割又は細分化を行わない。
土地の緑化	○行為地内はできる限り緑化するよう努める。 ○周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定する。
法面の外観	○長大な法面又は擁壁を生じさせないように配慮する。 ○法面はできる限りゆるやかな勾配とする。 ○周辺の植生との調和に配慮した法面の緑化を行う。 ○擁壁などの構造物を設ける場合は、必要最小限度のものとし、周辺の景観との調和に配慮した仕上げを行う。
その他	○行為地内に優れた景観を形成している樹林等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用する。

（３）物件の堆積に対する景観形成基準

貯蔵又は集積の方法	○周辺の景観を阻害しないよう、集積又は貯蔵の高さをできる限り低くおさえ、整然と行う。
遮へい	○行為地の出入口は最小限に限定し、行為地が外から見えにくくなるよう塀や囲い等の遮へい措置を講ずること。 ○塀や囲いなどを設ける場合は、その色彩を周辺の景観と調和させる。

（４）土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他土地の形質の変更に対する景観形成基準

遮へい	○行為地の出入口は最小限に限定し、行為地が外から見えにくくする。 ○行為地の周囲への樹木の植栽等によって、遮へい措置を講ずる。
跡地の形状	○長大な法面又は擁壁を生じさせないように配慮する。 ○法面は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の起伏と滑らかに連続させる。 ○周辺の植生との調和に配慮した法面の緑化を行う。 ○擁壁などの構造物を設ける場合は、必要最小限度のものとし、周辺の景観との調和に配慮した仕上げを行う。
跡地の緑化	○行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を行う。 ○緑化にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。
その他	○行為地内に優れた景観を形成している樹林等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用する。

（参考）色彩基準について

本景観区域における届出対象行為のうち、特に景観への影響が大きいと考えられる建築物や工作物の「色彩」に関する基準として、秋田県が定める「届出行為景観保全基準色彩ガイドライン」を参考に、景観保全を図ることとします。

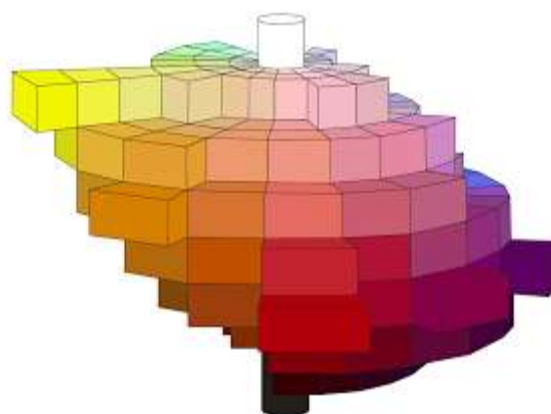
以下にガイドラインの概要を示します。

■秋田県の景観を守る条例

～届出行為景観保全基準色彩ガイドラインの解説～

秋田県では、豊かな自然に恵まれた景観を大切にし、かけがえのない財産として構成に引き継いでいくため、平成5年4月に「秋田県の景観を守る条例」を施行しました。これにより、国道・県道・鉄道から200m以内の地域（沿道沿線地域）において、一定規模以上の行為を行う場合には、県に届出が必要になりました。

届出対象行為のうち、特に建築物と工作物について、景観に与える影響が大きい「色彩」についての基準として「届出行為景観基準色彩ガイドライン」を定め、この基準に沿って景観保全を図ることとしています。



右図:ガイドライン表紙の色立体

- 「けばけばしい色彩」とせず、「落ち着いた色彩」を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。
- 色彩を組み合わせる場合は、使用する色相相互の調和を図るとともに、「アクセント色」の使用量に十分配慮すること。
- 建築設備の色彩は、建築物本体や周辺景観との調和を図ったものとする。
- 垣、さく等は、周辺景観及び敷地内の状況に配慮するとともに、建築物本体と調和のとれた色彩とすること。

言葉で「けばけばしい色彩」などといっても、その判断基準は人によって様々です。そうしたことから色彩の基準の適用に当たり、周辺景観との調和を図るための配慮すべき事項を次の通り決めました。

項目	配慮事項
けばけばしい色彩	彩度は6（樹木の緑）以下とする。
落ち着いた色彩	明度は周辺景観に与える影響を配慮する。
色彩の組み合わせ	それぞれの色彩の色調（トーン）をそろえる。
アクセント色	彩度6を超える場合は屋根及び壁面の面積の10%以内とする。

○なぜ彩度6以下なのか

建築物等の色彩を考える場合、一般的には、周辺の彩度より低くすることによって調和が得られやすいと考えられています。したがって自然景観との調和を考える場合は、自然物の彩度が概ね6程度以下であることから、建築物等の色彩はそれ以下とすると調和が得られやすいのです。

＜樹木の緑＞

光を通してみるためか、より鮮やかに見えますが、実際の葉の色の彩度は6程度であり、四季の移り変わりによる変化を考えても、彩度は3から6の範囲を繰り返します。

＜晴天の空＞

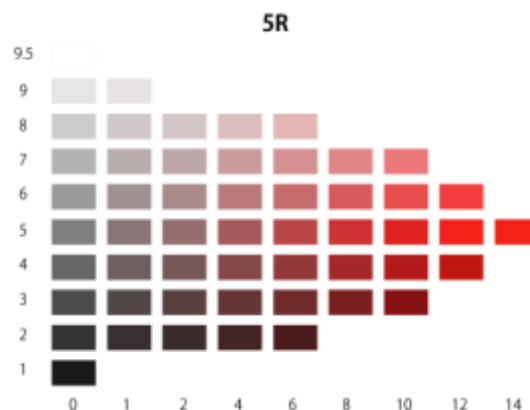
現実の色よりもずっと青く記憶されがちですが、実際にはよく晴れた日で彩度が3から4であり、少し曇り空になるとほとんど彩度はなくなります。

○アクセント色とは

色彩には、面積が大きくなると実際の色よりも明度、彩度が高く見えるという特徴があります。彩度の高い派手な色を使用する際は、使用する面積をできるだけ小さくし、アクセントとして使用することで、全体的にバランスのとれた良好な景観を保つことになります。

○周辺景観との調和

それぞれの地域には「基調色」が存在し、一般的には、この基調を尊重すべきであり、その基準は建築の一般色が表示していると考えられています。この基調と色調の違う色彩を使用する場合や、目立つ色彩を使用する場合等には、その地域の景観を招くことがあるので、周辺建築物との色差を少なくすることが望まれます。



マンセル20色相関（色立体を真上から見た色の並び） 色相5Rでの明度・彩度表（色立体を5Rで切る）

7. 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項

史跡伊勢堂岱遺跡周辺の景観づくりにあたり、周辺景観を形成している景観資源、地域のシンボルとなる景観資源、周辺住民に親しまれている景観資源等、重要な景観資源を維持・保全・継承するため、「景観重要建造物」や「景観重要樹木」を指定します。

これらの指定にあたっては、形状変更の制限、所有者等の適切な管理義務等が生じます。事前に所有者や管理者等と十分な協議を行い、景観審議会の意見を聞いたうえで、保全、管理、活用に関する事項について定めます。

(1) 景観重要建造物（景観法第19条）

史跡及び公共の場から容易に確認することができ、以下のいずれかに該当する建造物のうち、良好な景観づくりに重要と認められるものについて所有者と協議し、景観重要建造物に指定します。

＜指定が想定される建造物の例示＞

- ・地域の歴史・文化を継承する象徴的な建造物
- ・地域における生活や生業（なりわい）から形成された地域固有の建造物
- ・地域のシンボルとして親しまれている建造物
- ・景観づくりに先導的な特徴のある建造物

＊ただし、文化財保護法により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物として指定又は仮指定された建造物を除きます。

(2) 景観重要樹木（景観法第28条）

史跡及び公共の場から容易に確認することができ、以下のいずれかに該当する樹木のうち、良好な景観づくりに重要と認められるものについて所有者と協議し、景観重要樹木に指定します。

＜指定が想定される樹木の例示＞

- ・特徴的な樹容の樹木
- ・地域のシンボルとして親しまれている樹木
- ・歴史的・文化的意義のある樹木

＊ただし、文化財保護法により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物として指定又は仮指定された樹木を除きます。

8. 景観重要公共施設に関する事項（景観法第 47 条）

道路、河川、都市公園等の公共施設は、地域の景観を構成する主要な要素の一つです。景観法では、周辺の建築物等と一体となって良好な景観を掲載する等、景観形成上重要な公共施設を「景観重要公共施設」に位置づけ、その整備に関する事項や占用等の許可の基準を定めることができるとされています。

良好な景観づくりに向けては、行政が先導的な役割を果たす必要があります。今後、地域の景観づくりに先導的な役割を果たすなど、景観形成上特に重要な公共施設（道路、河川、公園等）については、それぞれの管理者と協議を進め、景観重要公共施設として、同意が得られたものを景観計画に位置づけていきます。

（１）景観重要公共施設の指定の方針

本市では、良好な景観づくりに重要と認められる公共施設（道路、河川、公園等）を、景観重要公共施設に指定します。

景観重要公共施設は、当該公共施設の管理者と協議し、同意を得た上で指定します。

（２）景観重要公共施設の整備に関する考え方

景観重要公共施設の整備にあたっては、計画・事業実施、維持管理の各段階において景観への配慮が求められます。そのため、景観重要公共施設の整備に関する考え方を以下の通り定めます。

景観重要公共施設の整備にあたっては、第 3 章第 3 節「良好な景観づくりに関する方針」、同第 5 節「行為の制限に関する事項」の景観形成基準に適合するように配慮した形態、意匠、色彩、緑化等を検討します。

また、補修及び改修の際は、良好なデザインを維持するとともに、景観阻害要素の除却又は改善を図ります。

（参考）屋外広告物について

屋外広告物は、商業地域や観光ルート等において必要不可欠なものですが、高さや面積が大きいもの、色彩が派手なもの、雑然と掲示されているもの、大切な場所に乱立するものなどは、地域の良好な景観を阻害するものになります。

伊勢堂岱遺跡景観計画の対象となる景観区域は、文化財・史跡が立地し、県道大館能代空港線が知事の指定する道路であることから、区域の大半は、秋田県屋外広告物条例において、表示が禁止された地域になります。禁止地域以外の地域においては、引き続き、秋田県屋外広告物条例に基づく規制誘導を遵守し、運用することとします。

第4章. 良好な景観づくりの推進

1. 市民・事業者・市民の役割

景観は、市民、事業者、行政等が日常の取り組みや事業活動等によって形成されるものであり、これをより魅力的なものにしていくためには、それぞれの努力と相互の継続的な協力が不可欠です。

そのため、市民、事業者、行政は、次のような役割に努めることとします。

<行政（地方公共団体）>（景観法第4条）

○行政（市）は、景観条例の目的を達成するため、良好な景観の形成に関する将来像と方向性を示し、総合的な施策を策定し、これを実施するものとします。

○行政は、良好な景観形成に向け、魅力的な公共空間の創出を推進するなど先導的な役割を担います。

○施策を実施するにあたっては、市民及び事業者の意見が十分に反映されるように努めるものとします。また、市民・事業者・行政等の参画を促し、良好な景観形成の誘導、啓発や支援を行うなど、三位一体となった景観形成に向けた調整機能等を担います。

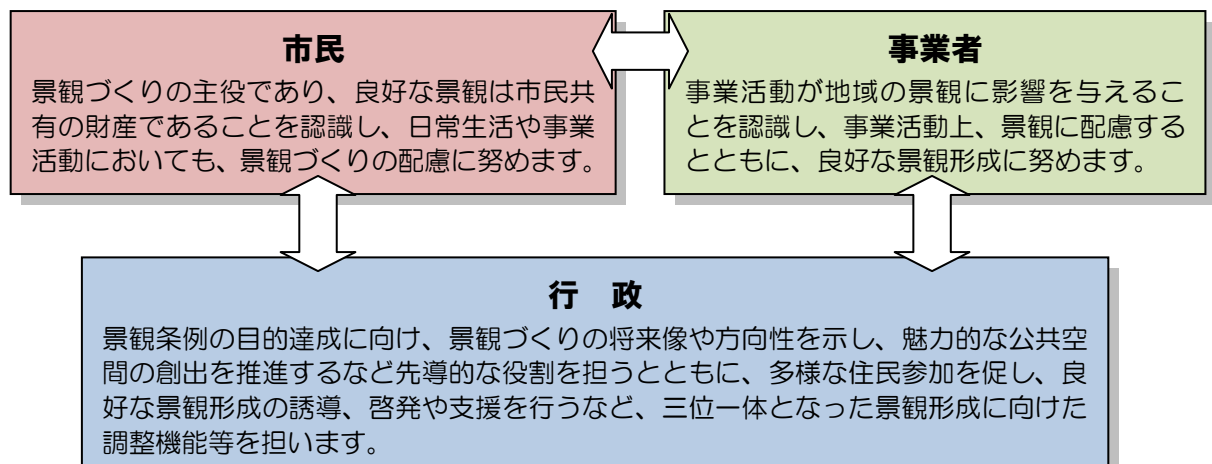
<事業者>（景観法第5条）

○事業者は、自らの事業活動が地域の景観に影響を与えることを認識し、事業活動を行うにあたっては、景観に配慮するとともに、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めるものとします。

<市民>（景観法第6条）

○市民は、自らが景観を保全し、魅力ある景観形成の主役であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めるものとします。

○良好な景観は市民共有の財産であることを認識し、新築時に限らず、日常生活や事業活動においても、景観づくりへの配慮に努めます。



2. 景観づくりの推進方策

史跡伊勢堂岱遺跡特有の景観づくりには、市民、事業者、行政等の各主体が、それぞれ「景観づくりの目標像」や「良好な景観の形成に関する方針」を理解し、共有した上で、「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」を遵守し、取り組むことが重要です。

今後、史跡伊勢堂岱遺跡周辺での景観づくりを端緒に、さらに市全域において、良好な景観づくりを推進する機運の盛り上げを創出するため、行政が主体となり、以下に示す取組みなどを検討します。

（１）景観づくりにかかる情報発信、啓発

景観計画に示されている目標や方針等を伊勢堂岱遺跡周辺で共有するとともに、ここで取り組みを市民に発信し、普及啓発を行うことが重要であることから、積極的な周知を図ります。

具体的には、本景観計画を分かりやすくまとめたパンフレットの作成や市 HP での掲載、史跡伊勢堂岱遺跡と併せたシンポジウムの開催等による情報発信、史跡伊勢堂岱遺跡にかかる文化・景観等の教育・学習等の機会を増やししながら、市内外に史跡の重要性と、景観形成・保全等を積極的に発信していきます。

＜主な取り組み＞

- ・景観計画（景観形成の目標像や主体的な取り組みを促進等）の周知（HP やパンフ）
- ・伊勢堂岱遺跡と併せた各種情報発信
- ・景観教育・学習の推進（子どもガイド）

（２）景観づくりの活動支援

史跡伊勢堂岱遺跡周辺は、田園、河川、樹林地や小ケ田地区の集落景観等、多様な景観資産によって成り立っています。また、市民ボランティアが、伊勢堂岱遺跡の保全や湯車川でのサケの遡上を促す活動等を行うなど、景観資産の磨き上げによる景観づくりが進められています。

今後も、これらの活動が世代交代を行いながら、景観資産の保全と市民の主体的な景観づくりへの取り組みへの支援や助成に努めます。

＜主な取り組み＞

- ・伊勢堂岱ワーキンググループによる遺跡広報活動の支援
- ・湯車川における「カムバック・縄文サーモン」の支援
- ・景観づくりに関する景観資産の掘り起こし・磨き上げに関する取り組み

（３）景観づくりを進める体制づくり

良好な景観づくりを推進するためには、行政の担当部局だけではなく、関係する様々な主体が連携して取り組める体制を構築することが大切です。

例えば、景観づくりを総合的に検討するため、早期に景観審議会を設置し、第３者の視点を景観づくり（評価、検証、見直し等）に盛り込める仕組みは大切です。

また、伊勢堂岱遺跡の保全・活用に関する周知・広報を主体的かつ継続的に行っている「伊勢堂岱遺跡ワーキンググループ」も、会員の高齢化や組織の拡大などに課題を抱えていることから、伊勢堂岱遺跡の保全に加え、景観づくりを目的に加えた（仮称）景観づくり市民会議等の創設も考えられます。

さらに、行政内においても、史跡伊勢堂岱遺跡の保全・活用、道路や公園、河川などの公共施設等に関する整備、サインや案内板の設置、散策路の整備など、史跡周辺でのイベント開催、周辺地域での建築物・工作物等の開発に関する確認等、様々な部署で景観づくりに関係する取り組みが行われています。これらの連携を強化し、庁内で一体となって景観づくりを進めていくため、庁内の連絡調整を行う場を検討していきます。

＜主な取り組み＞

- ・景観審議会の設置
- ・（仮称）景観づくり市民会議の創設
- ・庁内の連絡・調整の場の設置

（４）景観づくりを促す関連制度・活動等の効果的な活用

本計画は景観法に基づく景観計画であり、法に基づく届出やそれらに対する勧告、変更命令などによる、実効性の高い規制・誘導が可能となります。

本計画では、建築物や工作物、開発行為等における届出行為の適切な運用に努めるとともに、「国指定史跡伊勢堂岱遺跡整備計画」や「史跡伊勢堂岱遺跡保存管理計画」等に表示される、教育・交流ゾーンにおける縄文時代の植生に近づける取り組みなど、具体的な施策を継続して行いながら、本地域の原風景を保全・継承し、次世代に引き継げるような景観づくりを推進します。

＜主な取り組み＞

- ・景観法を活用した建築物・工作物等の規制・誘導
- ・教育・交流ゾーンにおける縄文時代の植生に近づける取り組み

3. 市民が身近なところで取り組める景観づくりに向けて

景観まちづくりとは、市民景観まちづくりリーフレットによると（国土交通省）、自分たちのまちの景観の魅力を楽しみ、貴重な資産として次世代に残せるように、わがまちの景観を維持・継承・改善するための様々な取り組みを指します。また、現在の良好な景観を大事に保全することだけではなく、新たに、現代的で美しく魅力的な景観を作り出すことも含みます。

さらに、清掃や緑化等、日々の暮らしに根ざした、まちの景観を整えるための地道な活動も、良好な景観まちづくりに貢献しています。

このことは換言すると、建築物や工作物、開発行為等の大規模な開発行為のみに限らず、周辺地区における日常の生活において、当たり前のように繰り返される行為が、将来美しく魅力ある景観づくりに寄与していることとなります。そのため、例えば次のような行為も、一人ひとりが身近なところで取り組める景観づくりと考えることができます。

- ・ごみを道ばたに捨てないなど、社会のモラルや生活マナーを守ること。
- ・身の回りの景観に目を向け、関心を持つこと。
- ・自分の土地や建物が、地域の景観を作っていることを意識すること。
- ・地域の景観の魅力を見つけ、その価値を高める活動に参加すること。
- ・景観の魅力を高めて、生活を豊かにすること。
- ・無秩序な木竹の伐採や開発を行わないように心がけること。
- ・身近な道路や河川を清掃し、今の景観を損なわない雰囲気を作りだすこと。

本計画では、特に伊勢堂岱遺跡周辺における景観づくりについてまとめてまいりました。

本計画が、本市における景観づくりのきっかけとなり、将来的に市民一人ひとりが身近なところで取り組める景観づくりを主体的に担うことで、北秋田市らしさの残る景観が維持・継承されるとともに、次世代を担う市民に受け継がれることを期待いたします。

—以上—